

総務部長 決 裁		役務等支出負担行為要求書								調達要求 番 号		共同演雑 18		科 項	防衛力基盤強化推進費		
														目	教育訓練費		
														目細分	教育訓練演習費(教訓・雑役)		
要 求 欄										年 月 日				調 達 欄			
会 計 課					関係課 (室)	要 求 元				室 長		補 佐		係 長		係	
課 長	室 長	補 佐	係 長	係		課長等	補 佐	供用官	係								
										契約方式		一般 指 隨 意		根拠法令	会計法第29の3 第 項 予決令第 条 第 項 第 号		
行 為 名 称		算 出 内 訳			時期、場所、人員、その他					選 定 業 者			契 約 条 件				
知的力学評価装置年間 保守		1式			仕様書のとおり												
										予 定 価 格	総 額		算 出 の 基 礎				
総 額										調達説明 日 時		年 月 日 時 分					
備考									入札日時		年 月 日 時 分						
	課室名	ナノマテリアル設計評価室			要求者氏名	熊谷 達夫		電話番号	3418								

仕 様 書

		調達要求番号	共同演雑 18
品名	数量	備考	
知的力学評価装置年間保守	1 式	MTS 社 MTS810 Material Testing System	
1 適用範囲 本仕様書は防衛大学校ナノマテリアル設計評価室で保有する知的力学評価装置の年間保守について適用する。 2 役務に関する要求 (1) 保守期間 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日 (2) 作業内容 ①保守期間において本装置に不具合が生じた場合は速やかに技術者を派遣して点検調整を実施し、器材の正常な作動の維持に当たるものとする。 ②本装置の機能、性能及び正常な動作維持のため、次の作業を実施する。 予定時期は9月とし、予定時期に実施できない場合は、契約担当官等と協議するものとする。 ア. 油圧源点検調整 (ア) オイル漏れ、回転音、異常音等の有無確認及び調整 (イ) 絶縁抵抗及び電流値の測定 (ウ) 油圧ホースの接続、損傷の有無確認及び調整 (エ) 常時圧力の確認及び調整 基準値：20.7MPa (3000psi) (オ) フィルターエレメントの交換 (カ) サーボバルブの交換 (キ) ユーティリティ機器点検調整 (ク) 冷却循環装置部 流量・水温・水漏れの確認及び調整 イ ロードセルの荷重校正 ウ LVDTの変位校正 エ 電気炉点検調整 (ア) 1ゾーン及び2ゾーン電気炉の正常動作確認及び調整 (イ) 最高到達温度確認及び調整 基準値：最高温度1200℃ オ 試験装置本体部総合点検 (ア) 本体部の電氣的・機械的動作の確認及び調整 (イ) 加振機からの油漏れ有無の確認及び調整 カ 制御装置部総合点検調整 (ア) データバックアップ (イ) デジタル制御装置及びPCの正常動作確認及び点検調整 (ウ) サーボコントロール基本ソフトウェアの正常動作確認及び点検調整 キ 軸心調整 (ア) 軸心調整機器点検調整 (イ) 軸心調整機器正常動作の確認及び調整			

ク 窒素ガス充填

ケ 伸び計校正(6 3 4. 1 1 及び 6 3 2. 5 3)

コ 作動油交換

(3) 交換部品

ア 作動油	Mobile DTE25ULTRA	×	180L	(2(2)コ)
イ フィルターエレメント	MTS HPU/Return	100-009-495	×	1本 (2(2)ア(オ))
ウ フィルターエレメント	MTS HSM	100-030-007	×	1本 (2(2)ア(オ))
エ SERVOVALVE252. 24G-04	MTS	056-006-404	×	1台 (2(2)ア(カ))
オ 窒素ガス			×	1式 (2(2)ク)

別途、交換部品が発生した場合は速やかに契約担当官等と協議するものとする。

(4) 消耗品

作業に必要な消耗品は、契約相手方が準備するものとする。(3) 以外の交換部品等が生じた場合には速やかに契約担当官等と協議するものとする。

3 作業場所

防衛大学校 実験棟C棟1階117号室(別図1及び別図2のとおり)

4 検 査

検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領により実施するものである。

5 その他

- (1) 作業後の不用となった交換部品、廃材等(契約相手方が持ち込んだ梱包材等を除く)については、発生材調書を添えて契約担当官等の確認を得た後、契約担当官等の指示する場所に集積するものとする。
- (2) 契約相手方は作業終了後速やかに作業報告書(様式任意)2部を提出するものとする。
また、指定時期以外に点検調整を行った場合も、作業報告書(様式任意)2部を提出するものとする。
- (3) 点検調整作業に当たっては器材の総合的な機能及び性能について動作の確認をするものとする。
- (4) 契約相手方は保守対象装置に修理又は改造の必要な状況を発見したときは遅滞なくその内容を契約担当官等に報告しなければならない。
- (5) 仕様書及び関係図書並びに作業内容を本役務の作業以外の目的で第三者に漏えいしないこと。また、作業で知り得た内容も同様とする。
- (6) 本仕様書について疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

別図1



